

法人土地・建物基本調査に関する調査計画（変更後）

1 調査の名称

平成25年法人土地・建物基本調査

2 調査の目的

我が国の法人における土地・建物の所有状況、利用状況及び取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

【調査票A】本邦に本所・本社・本店を有する法人のうち、国及び地方公共団体を除くもの

【調査票B】資本金1億円以上の会社法人

4 報告を求める者

（1）数

約490,000法人

（うち「調査票B」約30,000法人）

（2）選定の方法

・選定に使用する名簿等

事業所・企業データベース、企業の土地取得状況等に関する調査名簿等。

・各段の抽出単位の種類及び抽出

別添資料のとおり

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は調査票を参照）

【調査票A】

①貴法人について

②土地の所有状況について

③貴法人が所有する土地について

④建物の所有状況について

⑤貴法人が所有する建物について

【調査票B】

①土地の取得・売却などの有無

②取得・売却などした土地の面積、帳簿価格および売買区画数

③都道府県毎の取得・売却などした土地の面積、帳簿価格および区画数一棚卸資産以外の土地（有形固定資産）

④都道府県毎の取得・売却などした土地の面積、帳簿価格および区画数一棚卸資産（他社への販売を目的として所有している土地）

（2）基準となる期日又は期間

【各調査票共通】

基準日：平成25年1月1日現在

【調査票B】

平成24年1月1日～平成24年12月31日

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

国土交通省（土地・建設産業局土地市場課） — 都県（一部） — 報告者

（2）調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

【調査票A】

・郵送調査

国土交通省から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを指定日までに返送する。

調査の流れ

・会社法人及び会社以外の法人（一部）

国土交通省（土地・建設産業局土地市場課） — 報告者

・会社以外の法人

国土交通省（土地・建設産業局土地市場課） — 都県 — 報告者

【調査票B】

・郵送調査

国土交通省から報告者へ調査票を郵送し、報告者において記入し、これを指定日までに返送する。

国土交通省（土地・建設産業局土地市場課） — 報告者

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票発送時期：平成25年7月上旬

回 答 期 限：平成25年9月上旬

8 集計事項

別添集計事項一覧による。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat）、印刷物及び閲覧により公表する。

(2) 公表の期日

1年以内に速報、2年以内に報告書として公表予定。

10 使用する統計基準

集計結果の表章は日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

調査票情報区分	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	国土交通省 土地・建設産業局 土地市場課長
調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	永年	国土交通省 土地・建設産業局 土地市場課長